

ガバナンス



ガバナンス態勢およびコンプライアンス態勢の強化は当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に不可欠との認識のもと、態勢整備につとめております。

ガバナンス態勢及びコンプライアンス態勢強化への取り組み

ガバナンス態勢強化のため2019年2月に、委員の過半数を社外取締役とする取締役会の諮問機関「ガバナンス協議会」の役割や機能を拡充し、「指名・報酬等ガバナンス協議会」へと名称変更いたしました。同協議会は、取締役候補者の指名及び取締役の解任、代表取締役の指名・解職、監査等委員ではない取締役の報酬等、取締役会の実効性評価に関する事項、その他ガバナンス及び経営上の重要な事項に関する審議を行い、取締役会はその答申の内容を尊重することとしております。

また、コンプライアンス態勢の強化を目的に、2019年4月、コンプライアンス全般を一元的に統括管理する最高責任者として「CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）」を設置いたしました。必要に応じて事案の調査を行い、結果を取締役会へ報告するほか、各部の施策や事案対応等にコンプライアンスの観点から問題があると認められる場合は速やかな改善及び対応を指示します。

また、コンプライアンスに係る統括部署として「コンプライアンス統括部」を新設し、コンプライアンス違反の発生防止や発生時の初動態勢強化及び内部通報制度の拡充に取り組んでおります。

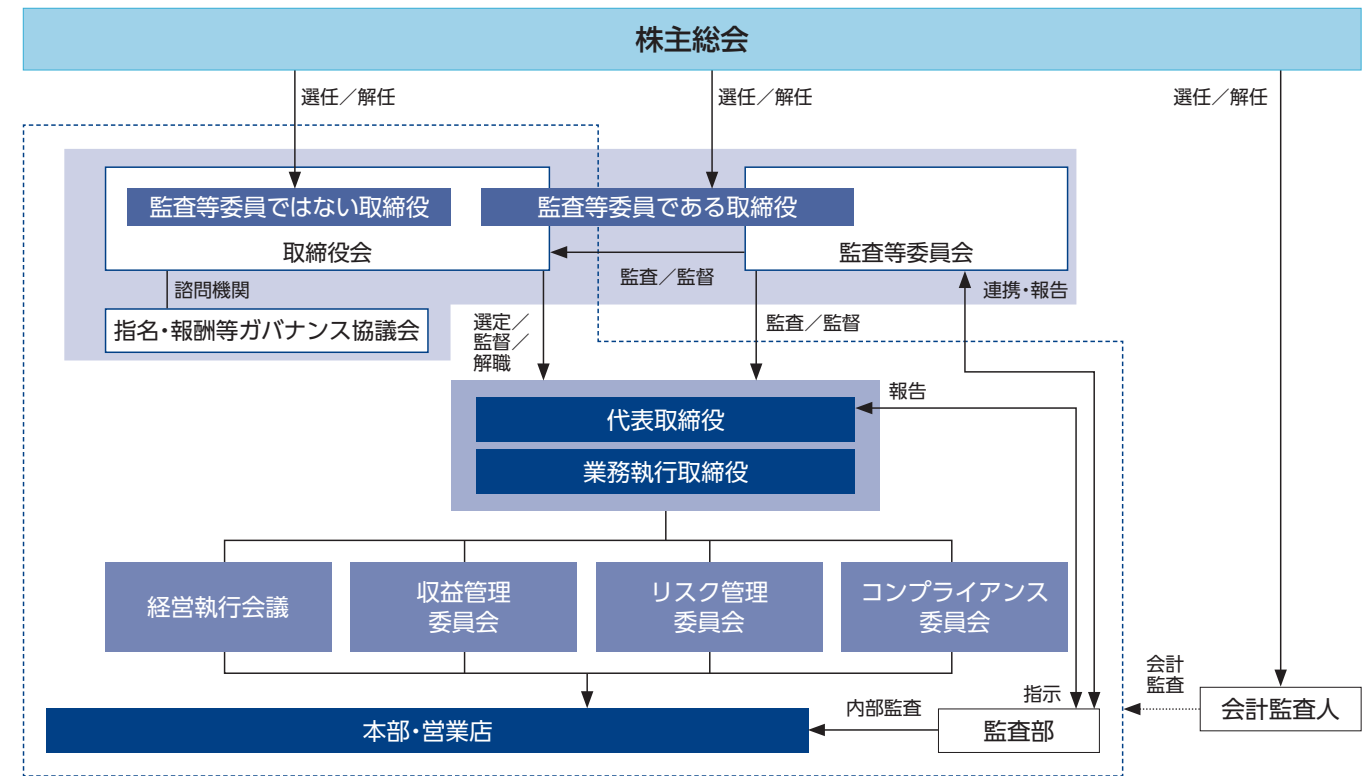
ガバナンス強化に向けた取組み実績

	2013年以前	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
監督・監査の強化		社外取締役 1名選任	2名に増員		4名に増員		5名に増員 (社外取締役を1/3に)
					監査等委員会設置会社に移行		
					「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の制改定		
				ガバナンス協議会の設置			指名・報酬等ガバナンス協議会の設置 CCO(コンプライアンス最高責任者)の設置 後継者育成方針の制定 相談役制度の廃止
役員報酬制度の変更		ストックオプション制度の導入 役員退職慰労金の廃止		固定報酬と変動報酬の構成比見直し			業績連動型株式報酬制度の導入
その他		執行役員制度の導入		業務執行に関する取締役会の決定権限の一部を経営執行会議等に委任		重要な業務執行に関する取締役会の決定権限の一部を代表取締役頭取に委任	
				取締役会議案書の事前配布早期化			
				取締役会の自己評価実施及び課題の改善			第三者評価の導入

コーポレート・ガバナンス体制 (2019年7月1日現在)

体制

機関設計の形態	取締役の人数	(独立)社外取締役の人数	取締役の任期	執行役員制度の採用	会計監査人
監査等委員会設置会社	15名 (うち監査等委員7名)	5名	1年 (監査等委員は2年)	有	EY新日本有限責任監査法人



概要

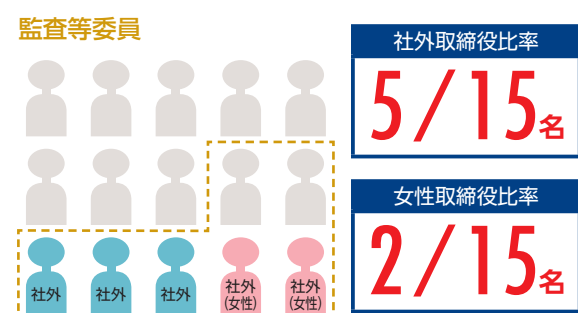
取締役会	取締役会は、取締役15名（うち社外取締役5名）で構成し、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、法令または定款で定められた事項のほか、経営に関する重要事項について決議するとともに、取締役及び執行役員の職務執行を監督しております。
監査等委員会	監査等委員会は、監査等委員である取締役7名（うち社外取締役5名）で構成し、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、取締役の職務の執行を監査・監督しております。
経営執行会議	経営執行会議は、常務執行役員以上で構成し、業務執行に係る重要な事項の協議決定機関として、定期的または随時開催しております。また、「収益管理委員会」「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、より専門的な事項について協議決定を行う体制としております。
指名・報酬等ガバナンス協議会（任意の委員会）	指名・報酬等ガバナンス協議会は、互選により選出された社外取締役を委員長とし、頭取、監査等委員会の委員長及び社外取締役を構成員として原則として年2回以上開催しております。取締役会の諮問機関として、取締役候補者の指名及び取締役の解任、代表取締役の指名・解職、監査等委員ではない取締役の報酬等、及びその他ガバナンス及び経営上の重要な事項に関する審議を行い、取締役会はその答申の内容を尊重することとしております。
執行役員制度	経営に関する意思決定の迅速化と業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入し、取締役会で選任された執行役員23名（うち取締役兼務7名）が業務執行にあたることで、機動的な意思決定とスピード感ある企業経営をめざしております。
監査部	業務の健全性及び適切性の維持・向上の観点から、独立部門である監査部が内部監査部門として、資産・リスク監査を随時実施するとともに、本部、営業店及び子会社等の業務運営が法令並びに事務手続等に基づき適切に実施されているかについて内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告しております。
会計監査人	当行の会計監査人はEY新日本有限責任監査法人です。監査人として独立した立場から適正な監査を実施しております。

役員 (2019年7月1日現在)

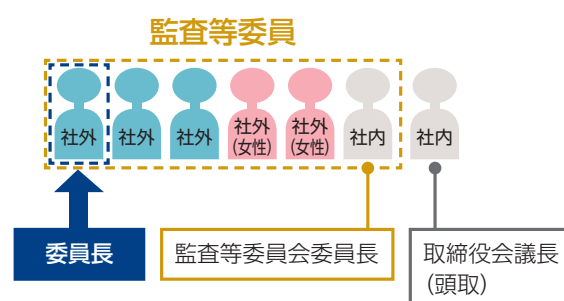
			
代表取締役 取締役頭取 綾田 裕次郎	代表取締役 取締役専務執行役員兼CCO 香川 亮平	代表取締役 取締役専務執行役員 西川 隆治	取締役常務執行役員 大山 揮一郎
			
取締役常務執行役員 豊嶋 正和	取締役常務執行役員 藤村 晶彦	取締役常務執行役員 黒川 裕之	取締役常務執行役員 穴田 和久

			
取締役(監査等委員) 田村 忠彦	取締役(監査等委員) 頼富 俊哉	取締役(監査等委員) 非常勤・社外 桑城 秀樹	取締役(監査等委員) 非常勤・社外 井原 理代
			
取締役(監査等委員) 非常勤・社外 伊藤 純一	取締役(監査等委員) 非常勤・社外 山田 泰子	取締役(監査等委員) 非常勤・社外 早田 順幸	

取締役会の構成 (2019年7月1日現在)



指名・報酬等ガバナンス協議会の構成



社外取締役インタビュー



Q1 百十四銀行が「監査等委員会設置会社」へ移行して2年が経ちました。以前の監査役会と比べて、ご自身の役割がどのように変化したのかお聞かせください。

監査役だった時と比べ、社外取締役として、従来以上に経営をしっかりとモニタリングする必要があります。弁護士という仕事柄、適法性のチェックについては理解しやすいですが、経営を適切にモニタリングするためには、経営陣等から計画や戦略を詳細に説明してもらい、内容を十分に理解しなければなりません。今まで以上に労力が必要となりました。

社外取締役として特に意識しているポイントは、“リスク・リターン”と“ESG”です。前者については、どれくらいのリスクを許容しつつ、どの戦略からどのようなリターンを得ようとしているのかを取締役会で活発な議論を行うことが重要です。また、後者については、今後、地域金融機関がさらに強化すべきであり、環境保全の取り組みなども、もっと外部に発信すべきであると思います。

Q2 百十四銀行のコーポレート・ガバナンスに対する評価についてお聞かせください。

取締役会は、議長のリーダーシップのもと自由闊達な議論が行われ適切に運営されており、取締役会全体の実効性は確保されていると思います。また、取締役会に付議される前に経営執行会議などで議論されているポイントが示されるなど、当行では議論の質を高めるための工夫が行われています。更なる実効性向上のため、引き続き運営の改善に取り組んでほしいと思います。

それ以外にも、例えば、コンプライアンスについては、2019年4月に新たに設けたコンプライアンスの最高責任者であるCCO（Chief Compliance Officer）の統括管理のもと、コンプライアンス統括部において一元的に管理しています。このような態勢整備に関する取組みを評価しています。

今後は、社外取締役として、その運用状況について、しっかりとモニタリングしなければならないと考えています。

Q3 百十四銀行が企業価値を高めるためには、どのようなことが重要だとお考えですか。

地域金融機関を取り巻く環境は、著しく変化しています。当行が持続的なビジネスモデルを構築するためには、従来の発想と異なるリスクテイクも必要であると考えます。

また、お客さまが数ある金融機関の中から当行を選んでいただけるよう、他行との差別化を図る必要があります。そのためには「人材」が重要です。個人のお客さまのライフサイクルに応じた提案や、事業性評価を通じた事業者さまに対するソリューション提供をさらに強化するために、自主性を尊重した人材育成や、より良い職場環境づくりが重要です。

当行は、「経営理念」を実現するために、2019年3月26日付で新たに「百十四銀行 行動指針」を制定しました。ぜひ、役職員一人ひとりに行動指針が浸透することを期待しています。